

産学金官連携タイ販路開拓業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和7年3月21日制定

[郡山市産業観光部産業創出課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、産学金官連携タイ販路開拓業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 1 募集要項、仕様書等の確認に関すること。
- 2 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- 3 その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員は、農商工部長、農商工部次長、産業雇用政策課長、産業雇用政策課長補佐、輸出・マーケティング係長、農商工部園芸畜産振興課長が指名する職員、文化スポーツ観光部観光政策課長が指名する職員とする。なお、農商工部次長には、産業雇用政策課に属する事務を担当する農商工部次長をもって充てる。

3 委員の任期は、本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

(会議)

第4条 委員は「審査基準」に基づき、申請書類による書面審査により行う。

2 委員は、必要に応じて質問を行う場合がある。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

2 この要綱は、本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。